

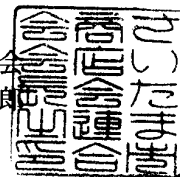
平成27年度第1回さいたま市商業等振興審議会

日時：平成28年1月20日（水）午後2時00分から
場所：議会棟2階 第7委員会室

次 第

- 1 委員及び事務局紹介
- 2 委員長・副委員長選出
- 3 開 会
- 4 議 事
 - ・さいたま市商店会連合会からの要望について
- 5 その他
- 6 閉会

平成27年12月16日

さいたま市長
清水 勇人 様さいたま市商店会連合会
会長 守屋 二郎

要 望 書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業推進につきまして、一方ならぬご指導、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、『第2次さいたま市防犯のまちづくり推進計画』によるとさいたま市では、刑法犯認知件数は減少していますが、自転車盗等の市民の身近なところで起こる犯罪は未だに多く発生しており、そのような犯罪をいかに抑止するかが重要な課題となっています。

さいたま市におかれましては、「住みやすい」、「住み続けたい」街づくりが期待されているところでもあります。当連合会としましても市長が掲げる「しあわせ実感都市」への取り組みに寄与すべく、多くの商店街（会）が街路灯や防犯カメラを設置することによって、より犯罪を抑止し、市民にとって安全で安心な街をつくることができると考えております。

しかし、個人消費の落ち込みや後継者不足等が原因で個店が減少することによる会員の減少や会費の減額が発生し、商店街（会）の運営に支障をきたしているため、今後の街路灯や防犯カメラの設置や維持が困難な状況になっております。

つきましては、多くの商店街（会）が街路灯や防犯カメラ等を新たに設置や維持ができ、市民が安全で安心して生活ができる街づくりができますよう下記1と2の要望事項をご検討いただきますようお願い申し上げます。

依然景気の低迷が続く商店街（会）としても、これに歯止めをかけるべく行政機関のご支援を必要といたしております。

つきましては、平成21年度より事業補助金の交付をいただき実施させていただいている「商店街活性化キャンペーン事業」を今後も有効手段として実施させていただきたく存じます。

本事業は6年間継続させていただいた実績において、消費者から徐々に認知されつつあり、これもさいたま市の指導の賜物であります。今後、消費税の引き上げが要因で消費の低迷が想定される中、本事業の継続が商店街（会）にとって必要不可欠となっております。

さらに、本事業を行政機関で実施される様々なイベント等の事業と連動し、協力させていただくことで更なる消費喚起が生まれ、商店街（会）の活性化のみならず、地域コミュニティの醸成に寄与するものと思慮するため、下記3の要望事項をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 街路灯と防犯カメラ設置に係る補助金の補助率と限度額の引き上げについて
2. 商店街（会）の街路灯に係る電気料等の無料化について
3. 商店街活性化キャンペーン事業補助金における交付額の増額について



以上

さいたま市商店会連合会からの要望について

商店街振興事業に係る予算について

1 さいたま市の財政状況及び今後の見通し

平成28年度当初予算における歳入歳出の見通しでは、社会保障費の上昇とともに、都市基盤整備や老朽化した公共施設対策、本市が成長するための施策等の財政需要が大幅に拡大することが予想されている。また、プライマリーバランスの均衡を前提とした推計では、本市誕生以来、初めて400億円を超える巨額の財源不足となり、平成29年度以降についても、財源不足は更に拡大し、厳しい財政運営が見込まれている。

平成28年度予算編成方針より抜粋

(1)さいたま市の中期財政収支見通し

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成28～31年度
歳入	4,573億円	4,606億円	4,666億円	4,744億円	18,589億円
歳出	5,021億円	5,148億円	5,234億円	5,245億円	20,647億円
財源不足額	▲448億円	▲542億円	▲568億円	▲501億円	▲2,058億円

(2)商業振興課所管事業費の推移

平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 予算
174,550千円	172,501千円	221,867千円	212,642千円 (1,412,642千円)

※カッコ内はプレミアム付商品券事業12億円を含む

2 商店街振興事業費の推移

事業名	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 予算
商店街環境整備補助事業	38,577千円	28,389千円	22,974千円	13,825千円
商店街街路灯等電気料補助事業	22,955千円	26,638千円	27,133千円	31,672千円
商店街活性化キャンペーン事業 補助金	64,101千円	61,557千円	60,000千円	60,000千円
商店街活性化推進補助事業	13,986千円	15,811千円	11,938千円	20,459千円
魅力ある商店創出事業	1,047千円	945千円	972千円	1,000千円
商店街安心安全業務委託	—	—	—	250千円
駅前にぎわい創出事業	—	—	—	10,000千円
商店街地域連携事業	—	2,940千円	2,484千円	5,891千円
商店街活性化事業資金貸付事業	—	—	52,821千円	—
プロスポーツチームと連携した 商業活性化事業	—	—	—	6,588千円
空き店舗を活用した地域コミュニティ 活性化事業	—	—	—	7,000千円
商業等の振興に関する条例パンフ レット作成	—	—	—	295千円
商業等振興審議会	92千円	194千円	154千円	336千円
合計	140,758千円	136,474千円	178,476千円	157,316千円

3 商店街環境整備補助事業

商店街のにぎわいの創出や顧客の利便性向上のため、街路灯の新設やLED化、防犯カメラの設置など共同施設を整備する商店会に対して支援するもの。

- 1 施設の新設 補助率:1/2以内 限度額:2,000万円
- 2 施設の改修 補助率:1/3以内 限度額:1,000万円
- 3 街路灯のLED化 補助率:1/2以内 限度額:21万円/基・6万円/灯具

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
決算(予算)額	38,577千円	28,389千円	22,974千円	13,825千円
街路灯新設	2商店会 / 35基	3商店会 / 50基	4商店会 / 66基	—
街路灯改修	4商店会 / 104基	3商店会 / 82基	1商店会 / 21基	3商店会 / 71基
街路灯ランプ交換	5商店会 / 121基	2商店会 / 46基	3商店会 / 58基	—
防犯カメラ設置	—	—	—	—

(国)商店街まちづくり 事業補助金 補助率2/3以内 限度額1.5億円	街路灯新設等	3商店会 / 114基	10商店会 / 424基	6商店会 / 318基
	防犯カメラ設置	—	8商店会	

4 商店街照明施設等維持管理補助事業

商店会が維持管理している街路灯など照明施設の電気料金の一部を支援するもの。

補助率: 1/2 補助限度額: 100万円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
決算(予算)額	22,955千円	26,638千円	27,133千円	31,672千円
商店会数	126商店会	126商店会	123商店会	125商店会

5 商店街活性化キャンペーン事業補助金

市内地域経済の活性化を目的にキャンペーン事業を実施する団体を支援するもの。

【事業内容】

参加店舗でのお買物500円ごとに、海外旅行や人気家電など豪華賞品が当たるスクラッチカードや応募券を1枚進呈。カード等の半券を集めると商品やサービスが受けられるセカンドチャンスも実施。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
決算(予算)額	64,101千円	61,557千円	60,000千円	60,000千円
実施方式	スクラッチカード	スクラッチカード	応募ハガキ	応募ハガキ
参加店舗	2,050店舗	1,980店舗	2,002店舗	1,501店舗

政令指定都市 施設整備支援等一覧

	防犯カメラ	街路灯	LED	電気料補助
さいたま市	【新設】 補助率：1/2以内 限度額：2,000万円（14万円/基、30基まで） 【改修】 補助率：1/3以内 限度額：1,000万円		補助率：1/2以内 【新設】 限度額：2,000万円（21万円/基） 【改修】 限度額：1,000万円 ※ランプ交換 限度額500万円（6万円/灯） ※灯具等の改修 限度額800万円（9万円/灯）	1/2以内（限度額100万円）
札幌市	補助率：2/3以内 限度額：200万円 ※新設のみ	補助率：1/3以内 限度額2.4万円 ※高圧ナトリウム灯	補助率：1/2以内 限度額：2.6万円	
仙台市	補助率：1/2以内（県1/4、市1/4） 限度額：2,000万円（県1,000万円、市1,000万円） ※県の補助と共同で行う場合にしか認められない。			
千葉市	補助率：2/3以内 補助額：2,000万円	補助率：2/3以内 補助額：24万円/基		75%
横浜市	補助率：50%（27年度）・25%（28年度） 補助限度額：500万円 ※整備計画の認定が必要		補助率：50% 限度額：3万円/基	LED：1/2（限度額50万円） LED以外：1/3（限度額50万円） ※年5回以上の防犯パトロール実施が補助の条件
川崎市	補助率：25% 【法人団体】 限度額：800万円 【任意団体】 限度額：300万円	補助率：25% 【法人団体】 限度額：800万円（6.25万円/基） 【任意団体】 限度額：300万円（6.25万円/基）	補助率：1/2以内 限度額：800万円（20万円/基）	6/10を限度（前年度分支払った電気料金の支払実績額）
相模原市	補助率：30% 限度額：1,000万円 ※街路灯は30万円/基			LED：90%以内 LED以外：70%以内
新潟市	補助率：30%（拠点商業地は2/3以内） 限度額：2億円		補助率：1/2以内（拠点商業地は2/3以内） 限度額：2,000万円	1/3以内（限度額50万円） ※LEDのみ
静岡市	補助率：2/3以内 限度額：なし ※新設のみ			
浜松市	補助率：1/2以内 限度額：1,000万円		補助率：1/2 限度額：10万円/基	1/3以内（予算の範囲内）※平成27年度廃止
名古屋市	補助率：15%（県補助の場合は40%） 補助限度額：100万円（県補助の場合は500万円） ※任意団体は除く			法人団体：1/2以内 任意団体：1/4以内
京都市	補助率：1/3以内 限度額：200万円			商店街の規模、設置灯数などに応じて、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。
大阪市		補助率：1/4以内 限度額：1,000万円		
堺市	【法人団体】 補助率：10%以内 限度額：300万円 【任意団体】 補助率：7%以内 限度額：300万円			1/3以内（限度額30万円）
神戸市	補助率：1/3以内 限度額：600万円			2,000円/灯
岡山市	補助率：2/3以内 限度額：600万円			
広島市	補助率：15% 限度額：1億円			LED：1,800円/灯 LED以外：2,600円/灯
北九州市	【法人団体】 補助率：20% 限度額：2,000万円 【任意団体】 補助率：10% 限度額：1,000万円		補助率：50% 限度額：500万円以内	
福岡市	補助率：対象経費の20%以下 限度額：4,000万円			九州電力との契約ワット数 ※平成28年度廃止 10W 1,000円/灯・20W 1,300円/灯 40W 1,800円/灯・60W以上 2,400円/灯
熊本市	補助率：30%以内 限度額：1,500万円			20%以内（予算の範囲内）

経済・商業系以外の支援制度

さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業
補助金交付要綱（概要）

○目的

商店街の空き店舗を活用した、地域コミュニティを活性化させる事業を支援することで、地域コミュニティの活性化と空き店舗が解消されることによる商店街の活力維持を図る。

○補助制度概要

商店街の空き店舗を使用して、地域コミュニティを活性化させる事業を実施する事業者（商店会含む）に対し、審査を経て補助金を交付する制度

○補助対象事業・・・下記のすべてを満たす事業が該当

- ・地域コミュニティを活性化する事業（本補助制度においては、子育て支援、保育サービス、高齢者交流、障がい者交流、地域情報発信、歴史文化の継承発信など地域住民の交流の場となる事業を定義）であり、さらに具体的に地域の活動と連携する（例：地元開催イベントに参加する等）事業
- ・商店街、商店会の組織されている範囲内の空き店舗（3ヶ月以上賃貸されていない、店舗として賃貸できる状況の賃貸物件）を解消する事業
- ・同一の場所で継続的に運営される事業（一時的、短期間、時折の運営ではなく、数年にわたり日常的に運営がおこなわれる事業）
- ・事業計画を提出した事業年度（初年度）の終了までに店舗改装の工事が終了することが見込まれる事業
- ・原則1階、2階で行われる事業
- ・空き店舗所有者と同意がとれている事業
- ・周辺住民との間で問題が生じないように調整されている事業

○補助対象（事業）者・・・下記のすべてを満たす事業者が該当

- ・上記の補助対象事業を実施する下記①～⑤のいずれかに該当するもの
 - ①社会福祉法人
 - ②特定非営利活動法人
 - ③事業実績のある個人・グループ
 - ④事業実績のある中小企業者
 - ⑤商店会

- ・ 下記①～⑦に該当しないもの
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員が役員となっている団体
 - ②風俗営業等を営む団体
 - ③政治活動、宗教活動を行うもの、団体
 - ④使用する空き店舗の所有者及びその親族、または、空き店舗所有者及びその親族が役員となっている団体
 - ⑤以前同一の場所で事業を実施していたもの、団体
 - ⑥市税を滞納しているもの、団体
 - ⑦事業を行う者として不適格と市長が認めるもの、団体

○補助金

- ・ 補助対象費用は店舗改装費と店舗賃料のみ
- ・ 店舗改装費補助について
 - ①限度額 400 万円
 - ②初年度 1 回のみ申請可
 - ③消費税相当分除く
 - ④年度途中での部分払い可
- ・ 店舗賃料補助について
 - ①限度額ひと月 25 万円
 - ②契約月から 36 月分申請可
 - ③敷金、礼金、駐車場、共益費、仲介手数料、居住部分、消費税、諸費用を除く
 - ④4月から 12 月分については、年度途中での部分払い可

○事業簡易フロー

- ①市に事業計画を募集期間内に提出（事前に市に相談可）
 - ②市において審査した後に認定・不認定を通知
 - ③市に認定通知書の写しを添付して、交付申請
 - ④市において審査した後に交付・不交付を通知
 - ⑤交付決定後に事業開始、各種契約
 - ⑥市に工事完成報告、実績報告等を提出
（部分払いを希望する場合は、実績報告提出前に交付請求書類を提出可）
 - ⑦市において審査した後に交付確定通知
 - ⑧市に補助金交付請求書類を提出
 - ⑨市において審査した後に補助金を交付
- ※補助事業 2 年度目以降については③以降が該当

さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業補助金交付フロー

